

委員会提出議案第一号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第二項の規定により提出する。

令和六年十二月十二日

提出者

総務区民委員会委員長

高山泰



文京区議会議長

白石英行様

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

長期に及んだコロナ禍の影響に加え、諸物価の高騰等により、多くの事業者は、業種・業態、規模の大小、法人・個人事業者を問わず、売上の激減、収益の悪化、顧客離れ等に見舞われ、いまだに事業の存続の危機に直面し、さらには倒産や廃業の危機にさらされています。

また、食料品や生活に直結する諸物価の高騰等により、事業者やサラリーマンばかりではなく、年金生活者や子育て世代を含め、多くの都民には、日々の生活への不安等、多くの苦難が降りかかっています。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして、厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足等、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境に加え、消費税のインボイス制度の施行に伴った小規模事業者に対する課税の強化に事務負担の増加等、厳しい事業経営を強いられ、家族や従業員等の生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、消費税を始め、所得税や住民税、社会保険料等の負担の増加にあえいでいる実態にあります。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や、多くの都民の生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記の軽減措置を継続されるよう要望いたします。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和7年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和7年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和7年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て